

[論文]

企業とアメリカ不法行為法 —無過失責任スキームの過去と現在—

椎名 智彦

- I. 問題の所在
- II. 企業をめぐる無過失責任スキームの生成と展開
 - 1. 当事者の非対称性：労働災害をめぐる
 - 2. 製造物責任法の発展と〈企業責任〉理論
 - 3. 〈不法行為改革〉との関係
- III. 結語

I. 問題の所在

目的と要旨 本稿は、〈企業〉がアメリカ不法行為法にもたらした原理的転換を再記述するとともに、その今日的意義について検討を加えるものである。時代としては、19世紀の第4四半世紀頃から現在までを考察の射程に収める。次章において詳しくみるように、伝統的なコモン・ローの性格を大きく転換させる契機となったアメリカ社会の大規模産業化が、一応の完成をみたのが19世紀末葉であり、現存する種々の法理や制度との関係において、有意義な連続性をもって観察しうるのが、概ねその時期までであると考えられるからである¹。

次に、本稿における主張の要点をあらかじめ示しておく、以下ようになる。

大規模な営利法人たる企業 (firm, corporation, enterprise) の登場とその活動は、イギリスから継受されたコモン・ローの一分野としてのアメリカの不法行為法に対して、新しい次元を付加した。企業との多様な関わり合いの中で被害者がこうむった損害について、過失の有無を

問題とせずに企業の填補責任を認める無過失責任スキームが、それである。法人 (artificial person) たる企業が負担すべき不法行為責任の画定は、自然人 (natural person) による行為を前提として、過失責任主義に基づいて構築されてきた伝統的なルール体系によっては、適切に処理することが困難な課題であった。種々の〈能力〉(capacity) — 損害発生の予見・回避、予防、リスク・損失の負担 — のみならず、現実に発生させる損害の規模・深刻さにおいても、両者は全く異なっていたからである。20世紀におけるアメリカ不法行為法の発展は、そのような非対称性を所与として、表面的には伝統的ルールとの間で連続性を保持するかのような外観 — 一事案の区別・例外則の創設 — を装いつつ、実質的には、当事者の性格に関する上記の

1 法の発展における歴史的区分に関して、これと同様の立場を採る最近のアメリカ法制史研究としては、次のものがある。HERBERT HOVENKAMP, THE OPENING OF AMERICAN LAW: NEOCLASSICAL LEGAL THOUGHT 1870-1970 (2015).

カテゴリーな差異を反映した、全く新しい理論体系を構築しようとする過程であったとみることができる。少なくとも、法改革における主戦場の1つであった製造物責任法などについては、そのような構図が妥当する。当事者の非対称性に関する認識は、今日のアメリカ不法行為法の基層に深く根を下ろしており、様々な批判を受けつつも、今後も生き続けるであろうし、生き続けるべきものでもある。

本稿の構成 本稿のねらいは、現代アメリカ不法行為法システムの内部には、2つの異質な当事者像が併存してきたという洞察をあらためてクローズ・アップするとともに、両者の間に存在する一種の緊張関係がもつ今日的意義について考察を加えることにある。このような課題に取り組むために、以下では、次のような順序で叙述と検討を進める。

まず、事故に起因する損賠賠償請求訴訟において、企業が被告として登場することが常態視され始めた初期の代表的事例として、労働災害をめぐる補償問題を採り上げる。

周知のように、この問題の解決は、被告企業側に有利なコモン・ロー上の抗弁に対する立法的修正という段階を経て、最終的には州法上の労災補償制度 (worker's compensation) へと結実する。この法改革の基礎にあったのは、次のような新しい2つの視座であった。すなわち、① 事故との関係において企業が有する「通常、自然人よりも高度の」保険能力と予防能力は、被害者救済および将来の事故抑止という2つの目的を達成するための手段として、積極的に利用されるべきであること、および、② 雇用者たる企業の責任は、無過失責任原理によって基礎づけられることが妥当であることが、それらである。19世紀英米不法行為法の主要な性格が、自然人による権利侵害行為を過失責任主義に基づいて規律するもの「いわゆるネグリジェンス法」であったことに照らせば、これらのような発想は文字通り画期的であっ

た。

学説では、このような革新性に逸早く反応したのはリアリズム法学であった。事故法との関係では、企業は、その保険機能と予防機能を社会が活用するためのフィクショナルな主体「文字通りの artificial person」以上のものではないことを、リアリストたちは見抜いた。また、資本の蓄積を通じて十分な損害負担能力を備えるに至った企業に対しては、過失 (negligence/fault) の有無を問わず、填補責任を課すことが正義に適うとの立場は、自然人のみを加害者として想定した旧来の不法行為法に対する宣戦布告とさえいえるものであった (II.1)。

次に、不法行為法システムが、上のような企業の能力に着目しつつ責任理論の体系を発展させていった最も顕著な事例として、既にわが国でもよく知られた製造物責任法の発展過程を再記述する²。周知のように、この法発展の口火を切ったのは、New York 州最高裁判所任時代のカードゾ (Benjamin N. Cardozo) 裁判官による *MacPherson* 判決であった³。同判決は、製造物責任法の厳格責任化への途を開くものであったとともに、その流れはやがて、California 州最高裁判所、就中、トレイナー (Roger J. Traynor) 裁判官による *Greenman* 判決において頂点に達する⁴。同判決の立場はやがて、他州からの圧倒的な支持を得て、アメリカ合衆国の製造物責任法を一新するに至る。

これらの経験から抽出された責任原理は、今日、〈企業責任〉 (enterprise liability) 理論として、アメリカ不法行為法学説における主要な基

2 アメリカの製造物責任法については、わが国でもすでに研究の厚い蓄積がある。例えば、平野晋『アメリカ製造物責任法の新展開—無過失責任の死—』(1995)、佐藤智晶『アメリカ製造物責任法』(2011)等。本稿も、これらの先行研究に負うところが少なくないことはいうまでもない。

3 *MacPherson v. Buick Motor Co.*, 111 N. E. 1050 (N.Y. 1916).

4 *Greenman v. Yuba Power Products, Inc.*, 377 P. 2d 897 (Cal. 1963).

礎理論の1つを構成している⁵。そして、それは今日、病院等の非営利法人の不法行為責任をめぐる議論にも影響を与えている(Ⅱ.2)。

しかし、1990年代以降、企業の性質を反映した独自のルール群を、自然人を前提とする伝統的不法行為法のフレームの中に再び埋没させようとする動きが顕著なものとなってくる。例えば、このような傾向は、第3次不法行為法リステイトメント：製造物責任(1998)が、設計および警告に関わる製造業者の責任について、第2次不法行為法リステイトメント(1965)が採用していた厳格責任のアプローチを廃棄して、過失責任のアプローチを復活させた点などに顕著に看取される。

広い意味では、これらは、1960年代から'70年代にかけてのいわゆる〈責任の爆発〉(liability explosion)への揺戻しとしての〈不法行為改革〉(tort reform)の一部をなしている。そして、その背景には、原告に有利となる方向で発展してきた不法行為システムが、権利救済という一線を踏み越え、企業経済活動の停滞や射倂的訴訟観念の蔓延といった社会悪を生み出すに至っている、という通念が伏在している⁶。

このような見方が、いくばくかの真理を含むものであるとすれば、その原因の一端を上のような企業責任的発想に求めることも、あながち誤りだとはいえない可能性がある⁷。このような状況の下では、〈不法行為改革〉の社会的基盤を認識論レベルまで掘り下げて見直しつつ、無過失責任スキームの意義や価値を冷静に再吟味する必要がある(Ⅱ.3)。

以上のような検討を経て、本稿は次のような結論を提示する。すなわち、企業をめぐる無過失責任スキームは、アメリカ合衆国における政治的伝統や今日の支配的な法文化が、企業がメイン・プレーヤーを務める経済構造を与件として必然的に表出したものであり、行き過ぎや弊害を抑制するための用心は必要であるものの、被害回復を通じた人格的価値の尊重と社会統治

の安定のために、将来に亘って不可欠の役割を果たして行くものである、と(Ⅲ)。

5 See e.g., John C. P. Goldberg, *Twentieth-Century Tort Theory*, 91 GEO. L.J. 513, 537-44 (2003). なお、本稿がenterprise liabilityの訳語として〈企業責任〉という表現を充てていることの背景にある筆者の意図についてここで補足しておきたい。

enterprise liabilityという用語を邦訳しようとする際に悩ましいのは、それが、それぞれ異なる表現で言い換える方が適切であると思われるような、2つの重要な側面を含んでいるという点である。まず、enterprise liabilityは、不法行為責任を負担すべきなのは誰かという、〈責任主体〉の特定に関わる概念としての側面をもつ。そして、この文脈においては、enterpriseと同じ足場の上で対比されるのは個人(individual)・自然人(natural person)であり、それらと同様の〈主体〉としての側面を正しく表現しようとする場合、enterpriseには法的・社会的主体としての〈企業〉という訳を充てるのが適切であるということになる。

他方で、特に保険機能との関連において、これとは異なった視点をとることが有意義である文脈が存在する。それは、例えば、「〈enterprise〉に不可避的に付随するコストとして、損害賠償費用をあらかじめ総コストに包含させておく」といった表現が登場するような文脈である。この場合のenterpriseは、ある企業主体が展開する〈営利的企図〉そのものを意味しており、その点で〈事業〉という語を充てる方が、訳としてはより正確であるとも考えられる。単一の営利法人が複数の事業を運営し、各事業におけるそれぞれの総コストの内部に、顧客・消費者が被った損害の賠償費用を包含させるという状況は、極めて当然に存在しているものだからである。

ここで示したような考慮に基づくものであるか否かは定かではないが、わが国におけるアメリカ不法行為法研究の第一人者である平野は、「エンタープライズ責任」という訳語を選択しつつ、その意味内容を「主に商業的活動から生じた損害に対しては、事業者が、無過失責任を負うべきであるとする考え方」と説明しており、無理をしていない。平野晋『アメリカ不法行為法：主要概念と学際法理』44-5頁(2006)。

以上のような問題状況を踏まえた上で、本稿としては〈企業責任〉の語を選択した。それは主として次のような理由に基づく。すなわち、本文中でも述べるように、不法行為法における主体・当事者の性格という観点から、〈自然人・個人〉と〈法人・企業〉との対比することの意義について再検討することが、ここでの主要な目的だからである。

6 See LAWRENCE M. FRIEDMAN, *AMERICAN LAW IN THE 20TH CENTURY* 538-9 (2002).

7 実際、今日のアメリカを苦しめる病理的法現象の多くが、20世紀初頭に提唱された法思想の予期せぬ副作用であるとの見方は、近時有力に主張されている。See BRIAN Z. TAMANAHA, *LAW AS A MEANS TO AN END: THREAT TO THE RULE OF LAW* (2006).

II. 企業をめぐる無過失責任スキームの生成と展開

1. 当事者の非対称性：労働災害をめぐる

アメリカ社会の構造転換 法の歴史的発展について語る際に、われわれがよく使用するターミノロジーとして〈近代法〉と〈現代法〉というものがある。それらは主として、国民生活に対する政府による介入・規制の拡大現象の前後を意味する対概念であるが、アメリカ合衆国においてこの推移がいつ頃発生したのかという論点について、同国の法制史学説では、少なくともその移行過程の始期を1870年代に求めるのが通説となっている⁸。

このような立場は、南北戦争(1861-65)終結以降における国家再建事業の進展と、輸送網の整備による経済の全国的一体化とが、アメリカの大規模産業化を示すメルクマールであるとともに、そこに生じる諸問題を解決するために、政府—特に合衆国政府—の活動領域が、その時期を境に徐々に拡大し始めたという解釈を基礎としている。

不法行為訴訟の変質 社会経済構造の大規模な転換は、同時に、司法制度が引き受ける不法行為事件の類型に対しても顕著な変化をもたらした。この点について、例えば、Massachusetts州最高裁判所に陪席裁判官として在任していた1897年に、Boston大学において行った講演において、ホウムズ(Oliver W. Holmes, Jr.)は次のように述べている。

アメリカの不法行為法は、脅迫や口頭による名誉毀損、あるいはそれらに類するもののような、旧時代における、単発的でそれぞれ性質の異なる種々の権利侵害に起源を有している…。しかし、今日において裁判所が処理する不法行為は、誰もが知る特定の事業に由来する事故であることが通例となっている。それらは、鉄道や工場などによる、身体や財産に対する侵害である⁹。

この洞察が示唆するように、19世紀から20世紀への転換期頃には、産業事故における賠償問題の処理は、裁判所が直面する不法行為法上の中心課題としての地位を占めるに至った。その中でも、鉄道労働者が勤務中に負った人身被害に対する補償は、鉄道産業自体が時代の寵児として急拡大していたことを背景に、社会全体からとりわけ大きな関心を集めていたといわれる¹⁰。

コモン・ローによる被害回復の阻害 では、それらの労働者に対する損害回復の実情は、いかなるものであったか。鉄道産業そのものの順調な発展とは裏腹に、被災した労働者—本人が死亡している場合にはその配偶者や子供—のうち、収入が断たれたり、それが著しく減少したりした場合であっても、十分な救済を受けることができたのは半数にも満たなかったといわれている¹¹。そして、そこでは当時のコモン・ロー上のいくつかの免責ルールが、賠償を求める被害者の前に大きく立ちはだかっていた。ここで、それらのルールとは、具体的には〈危険の引受け〉(assumption of risk)、〈共同雇用の準則〉(common employment rule/fellow servant rule)、〈寄与過失〉(contributory negligence)などを指している¹²。

これらは、労働災害をめぐる損害賠償請求訴訟において、被告企業側から抗弁として提出され、原告の被害回復に対する大きな障害とし

8 See HOVENKAMP, *supra* note 1. See also MORTON J. HORWITZ, *THE TRANSFORMATION OF AMERICAN LAW: THE CRISIS OF LEGAL ORTHODOXY 1870-1960* (1992).

9 Oliver W. Holmes Jr., *The Path of the Law*, 10 HARV. L. REV. 457, 467 (1897).

10 See e.g., JOHN FABIAN WITT, *THE ACCIDENTAL REPUBLIC: CRIPPLED WORKINGMEN, DESTITUTE WIDOWS, AND THE REMAKING OF AMERICAN LAW 2-4* (2004).

11 Edmund Ursin, *Holmes, Cardozo, and the Legal Realists: Early Incarnations of Legal Pragmatism and Enterprise Liability*, 50 SAN DIEGO L. REV. 537, 547 (2013). See FRIEDMAN, *supra* note 6, at 353-4.

ての機能を果たした¹³。ホーウィッツ (Morton J. Horwitz) 等が提唱する「補助金テーゼ」(subsidy thesis) — 19世紀の中葉から末葉にかけて相次いだ、企業側に有利な重要判決の本質は、産業界の成長を促進するために裁判所が供与した“補助金”だった— は¹⁴、これらのルールの運用実態から着想を得たものであることは、いうまでもない。

立法府主導の法改革 被災した労働者やその家族に対する救済は、大きな政治課題となり、上のような免責ルールは合衆国および州の議会による立法を主要なチャンネルとして改革されていく¹⁵。1908年の第2次連邦雇用者責任法 (Federal Employer's Liability Act) は、そのような法改革の嚆矢をなすものであった。同法

は、州際通商に関与する公共運送人 (common carrier) — 鉄道、船舶、航空といった物品または旅客の運送を業とする企業— が被告となる場合について、上記の共同雇用の準則を廃止するとともに、危険の引受けや寄与過失の抗弁について、使用者側による援用を大幅に制限することを目的としたものであった¹⁶。

そして、同様の法改革は州レベルでも徐々に活発化していく。1911年までには、鉄道事故に起因する不法行為訴訟における共同雇用の抗弁について、25州がその一部または全部を廃止するに至る¹⁷。

労災補償制度をめぐる攻防 このような流れの中で、1910年、New York 州が全米で最初の労災補償制度を立法化する¹⁸。後に他州におけ

12 危険の引受けとは、労働者が業務に伴う危険・リスクを予め理解した上で雇用関係に入っている場合に、その危険・リスクが実現して損害を被ったとしても、雇用者に対してその賠償を請求することはできないとするルールである。また、共同雇用の準則とは、複数の者が共同して業務に当たっている最中に、そのうちの1人が損害を被っても、その発生に対して他の者の過失が関与している場合には、被害を受けた労働者から雇用者に対する賠償請求を否定するというルールである。

これらに関する著名な先例として、*Farwell v. Boston and Worcester Rr. Corp.*, 45 Mass. 49 (1842) がある。被告鉄道会社に鉄道技師として雇用されていた原告は、同僚の作業ミスによる勤務中の事故によって大けがを負った。Massachusetts 州最高裁判所は、次のように判示して原告の請求を棄却した。「本件では、原告は被告によって…雇用されているところ、当該雇用上の債務はそれに付随する危険を十分に認識して原告が自ら任意に負担した。また、本件損害は、…別の被用者の過失を通じて、通常生じるべき犠牲として発生した。…本件損害は、偶発的原因から生じる同種の損害と同様に、…それを最初に被った者によって負担されなければならない。」*Farwell*, 45 Mass. at 49-59.

寄与過失とは、損害発生に対して、被害を受けた当時者自身の過失が寄与している場合には、その者から他者に対してなされた賠償請求を否定するというルールである。*Haring v. New York and Erie Ry. Co.* (N.Y. 1852) では、当時の New York 州最高裁判所 (Supreme Court: 現在の同州最上級裁判所は Court of Appeals) は、馬車ぞりて線路上を通過中に列車に轢かれた被害者に「過失があったということは全く疑いを入れない。…自身の不注意や軽率さが当該損害

[の発生]に寄与している場合、損害賠償請求は認められないというのが、確立したルールである」と判示している。*Haring*, 1852 WL 5224, at *14.

13 See *Goldberg, supra* note 5, at 538. See also LAWRENCE M. FRIEDMAN, *TOTAL JUSTICE* 52-9 (1985).

14 MORTON J. HORWITZ, *THE TRANSFORMATION OF AMERICAN LAW, 1780-1860*, at 99-101 (1977).

15 当時の裁判官の多くが、高度に保守主義的な立場—近代的自然権としての財産権と、私法におけるその双生児としての19世紀的のモン・ローの基本的ルールからなる法秩序こそ、合衆国および諸州の憲法が予定する統治の根幹であり、それは立法によっても侵しえないという思想：ロックナー主義—を採っていたという事情が、必要な法改革を司法部に対して期待することは困難である、と考えられていたことの影響にあったことが、あらためて留意されるべきである。See *Ursin, supra* note 11, at 555, 560.

16 FRIEDMAN, *supra* note 6, at 352-3, 360. 1906年の第1次連邦雇用者責任法は、制定直後に提起された訴訟において違憲判決を受け、無効化された。本文中で言及されている第2次連邦雇用者責任法は、合衆国議会があらためて立法したものであり、これについても雇用者側からその合憲性が争われたが、合衆国最高裁判所はその合憲性を支持している。*Second Employer's Liability Cases*, 223 U.S. 1 (1912).

17 Lawrence M. Friedman & Jack Ladinsky, *Social Change and the Law of Industrial Accidents*, 67 COLUM. L. REV. 50, 64 (1967).

18 See *Ursin, supra* note 11, at 559. See also WITT, *supra* note 10, at 152; FRIEDMAN, *supra* note 6, at 353.

る同様の救済枠組みのモデルともなったこの制度は、① 過失責任主義の廃棄（雇用者側）、② 法定の限度額内での補償、③ 専門の行政機関による運用、④ 原告による不法行為訴権の放棄等をその特徴としていた。

そして、この制度は、労働者側の被害回復を迅速化・確実化するとともに一原告の訴訟遂行コスト・敗訴リスクの解消一、使用者側の負担額を合理化・予測可能化するものである点で一民事陪審によって法外な賠償金の支払いを命じられるリスクの解消一、労使双方にとって不安定な現状を改善するものと考えられた¹⁹。

しかし、翌1911年の *Ives* 判決において、New York 州最高裁判所は、同州労災補償制度を州および合衆国の両憲法の下で違憲であると判示した。過失の有無を問題とすることなく雇用者に補償を義務付けている点で（上記の①）、同制度は、法の適正手続を経ずして財産権を制約するものである、というのがその主な理由である²⁰。ここでは、1905年の *Lochner* 判決との重なり合いが想起されるべきであろう²¹。

Ives 判決が大きな論争を巻き起こしたことは、いうまでもない。法制史家のウィット (John Fabian Witt) は、同判決に対する激しい反対運動を、南北戦争の引き金となった *Dred Scott* 判決へのそれになぞらえている²²。

しかし、ここで、同州の有権者は直ちに對抗措置を採った。1913年、同州は州憲法を改正し、労災補償制度を創設する立法権限を、州議会に対して明示的に付与した。この権限を根拠として、同州議会は翌1914年に労災補償制度を復活させた²³。そして、翌1915年、同州最高裁判所は、*Jensen* 判決において²⁴、同制度の合憲性を一前年に着任したカドーゾ裁判官による補足意見とともに一承認するに至った²⁵。

そして、1920年頃までには、労災補償制度はほぼ全ての州において採用され、雇用従事中に発生した被害の回復方法として、不法行為訴訟にとって代わることになる²⁶。

責任原理における〈異界〉 *Ives* 判決の最大の争点は、雇用者の補償責任をめぐる過失責任主義の放棄の可否であった。法理論的にみる場合、不法行為法において、被告の責任を認定するための要件として過失 (fault) の存在が要求される根拠の1つは、公平性 (fairness) の原理である。そして、その実質は、損害の発生・内容に関する予見可能性なき加害者に対して法的責任を課し、国家がそれを強制的に執行することは不公平であるがゆえに許されないという規範的・道徳的推論である²⁷。

労災補償制度の正当性が、これとは全く異なる原理によって基礎づけられていることには、注意が必要である。別の言い方をすれば、この制度は、公平性の問題を迂回して、それとは全く別の機能的推論によって、その原理的正当性を擁護されているのである。

では、その機能的推論とは何か。いうまでもなく、それこそが、法人としての企業が有する

19 See FRIEDMAN, *id.* at 353-5. See also JOHN C. P. GOLDBERG & BENJAMIN C. ZIPURSKY, *THE OXFORD INTRODUCTIONS TO U. S. LAW: TORTS* 22-3 (2010).

20 *Ives v. South Buffalo Ry. Co.*, 201 N. Y. 271, 285-98 (1911).

21 *Lochner v. New York*, 198 U. S. 45 (1905).

22 WITT, *supra* note 10, at 152. *Scott v. Sandford*, 60 U. S. (19 How.) 393 (1857).

23 WITT, *id.* at 176-7.

24 *Jensen v. Southern Pacific Co.*, 109 N. E. 600 (N.Y. 1915).

25 しかし、その後、同事件は合衆国最高裁判所へ上訴され、5対4の僅差で、New York 州労災補償制度は再び違憲無効と判示されるに至った。Southern Pacific Co. v. Jensen, 244 U. S. 205 (1917) (*Jensen II*), *rev'g Jensen v. Southern Pacific Co.*, 109 N. E. 600 (N.Y. 1915). なお、本判決ではホウムズ裁判官が反対意見を執筆している。

26 LAWRENCE M. FRIEDMAN, *A HISTORY OF AMERICAN LAW* 516 (3rd ed. 2005).

27 See Robert L. Rabin, *Some Thoughts on the Ideology of Enterprise Liability*, 55 MD. L. REV. 1190, 1205-6 (1996). 現代アメリカ不法行為法における過失概念については、邦語文献としては、樋口範雄『アメリカ不法行為法』82-96頁（第2版、2014）を参照。

損害への保険および予防に関する類型的能力である。ここでいう保険は、責任保険への加入にとどまらず、商品・サービスの価格への転嫁等を通じた損害の分散 (loss-spreading) や、蓄積資本による損害の吸収を幅広く含む。また、予防は、商品・サービスに関する幅広い専門的知識と、損失回避へのインセンティブとの複合的作用による将来における事故の抑止 (deterrence) を意味する。この2点について、自然人に比して高度な能力をもつが故に、企業に対して損害回復責任を課すことは、たとえそれが無過失である場合であっても合理的であり、法的にも許容するということになる。そして、ここでは、過失責任主義自体がそもそも自然人間において妥当することを予定された一生身の人間による行為 (conduct) をめぐる一責任原理であることに、あらためて留意する必要がある²⁸。

リアリストの慧眼 過失を前提としない企業の補償責任が、そのような機能的考慮によってその法的正当性を基礎づけられていたことは、同時代の法思想や私法学説からも読み取ることが可能である。

例えば、ホウムズは、上出の Boston 大学での講演において、鉄道や工場において発生した損害に関する費用負担の在り方について、次のように述べている。

それらに関する責任は、社会一般の人々 (the public) によって算定され、遅かれ早かれ、彼らによって支払われる代金によって吸収されることになろう。社会一般の人々が、実質的にはその損害賠償を支払うのであり、責任の問題は、突き詰めて考えれば、有用な労働に従事する人々の安全に対しては、社会一般の人々が保険を掛けるべきであるという考え方が、どのような範囲で望ましいかという問題である²⁹。

損害賠償法の分野で大きな足跡を残したグリーン (Leon Green) もまた、損害からの「保護のコストは、企業 (the enterprise) のコストの一部として支出されることが可能であり、… 人身被害のリスクは、企業が負担および吸収することが最善である」述べて³⁰、被害回復において企業が具備するキャパシティの意義を強調している。

これらは、主として保険機能に着目した見方であるといえるが、ルウェリン (Karl N. Llewellyn) による次のような洞察は、予防機能にも明確に言及している。

必要とされている保護には、2つの側面がある。産業社会における生命の危険を伴う突然の事故 [による損害] を、個人から、その損失を分散させることが可能なグループへ転嫁すること、そして、将来の損害発生を抑制するための最大の圧力が働く所へ、その損害を転嫁することである³¹。

非対称性に由来する理論的分化 以上の検討から明らかであるように、世紀転換期のアメリカ

28 このような考え方の淵源や由来については、本稿では取り扱うことができない。しかし、その一端が英米不法行為法における他の伝統的論点においても示唆されていることについては、本稿Ⅲに示した工作物責任についての考え方を参照。また、後述する〈企業責任〉理論との関連において、個人の責任を過失責任スキームによって規律するとともに、組織体の責任を無過失責任スキームを通じて規律するという類型的手法の定着を指摘するものとして、次の文献を参照。James A. Henderson, Jr., *The Boundary Problems of Enterprise Liability*, 41 MD. L. REV. 659, 659-60 (1982).

29 Holmes, *supra* note 9, at 467 (emphasis added).

30 Leon Green, *The Duty Problem in Negligence Cases: II*, 29 COLUM. L. REV. 255, 273(1929) (emphasis added).

31 KARL N. LLEWELLYN, *CASES AND MATERIALS ON THE LAW OF SALES* 341 (1930), *quoted in* Ursin, *supra* note 11, at 582 (emphasis added). なお、[] 内は筆者による補充である。以下同。

カ不法行為法において、社会経済構造の変化に対応した新たな法原理が生成した³²。すなわち、以下の如くである。

伝統的な英米不法行為法は、① その当事者として自然人を予定し、② 被害回復フォーラムとしては裁判所での訴訟を前提としつつ、③ その性格を対人的 (interpersonal) な行為秩序形成—注意義務の範囲確定—の場として理解するとともに、④ 過失責任主義に基づいて責任の有無を認定していた。

これに対して、新たな法原理は、①' 法人たる企業が当事者—特に加害者—として登場することを常態視し、②' 被害回復フォーラムとしては、訴訟のみならず労災補償制度のような行政的チャンネルをも包含しつつ、③' その性格を、企業が有する経済的・知的・物的資源を社会的観点から合目的に活用する機会として理解するとともに、④' 無過失責任主義に基づいて責任を認定する。

このような系統的分化が、事故の文脈に登場する当事者の非対称性に由来するものであると考えられることは、繰り返して述べているとおりである。そして、20世紀初頭から中葉にかけて展開する不法行為法におけるその後の発展過程についても、このような非対称性の視座が明瞭に看取される。次節では、製造業者としての企業が被告となることが通例である製造物責任をめぐる判例法の展開を素描するとともに、その経験の上に構築され、現代アメリカ不法行為法における主要な責任原理の1つとなった〈企業責任〉の理論について検討する。

2. 製造物責任法の発展と〈企業責任〉理論

大量生産時代の責任原理 今日でも世界有数の自動車メーカーであるフォード社 (Ford Motors Co.) が、「多数の画一的で、分業的仕事が連結しあう生産体制」—いわゆるフォード・システム—を初めて導入したのは、1910年代中頃であったといわれる³³。「大量の生産を大

量の消費が支えるという新しい経済社会システムの成立は、同時に近代企業が社会のすみずみの人々の趣向にも働きかけ、特定の消費モデルを教示するという、幅広い生活様式の規範化と標準化を積極的に促していった」³⁴。労働災害の激増のみならず、商品供給の爆発的増加もまた、大規模産業化社会が有する特徴の1つであり、それに対応する重要な法の発展を促した。

ところで、事故—特に人身被害—が発生する場を、いわば空間の性質という観点から区別すると、前節で検討した労働災害は、人々が生活の糧を得るための経済活動に従事する場面で発生するものであったのに対し、本節で採り上げる製造物責任は、人々がそのような経済活動から離れ、個人としての生活を営む私的な場面で発生することが通例であると推察される。

前者の文脈において、伝統的な過失責任主義—ネグリジェンス法に基づく賠償責任の画定—が、無過失責任の労災補償制度へと道を譲ったことは、既にみたとおりである。そして、後者の文脈においてもまた、過失責任主義の妥当範囲を制限する判例法が発展していく。そして、それが客観責任としての厳格責任原理として結実したこともまた、よく知られている。ここではそのような発展の過程を必要最低限の範囲で略述する。

判例の進展 周知のように、アメリカにおける製造物責任法の発展にとって、その起点となったのは、当時 New York 州最高裁判所に在任していたカドーズ裁判官による *McPherson* 判決 (1916) である。その法廷意見は、表面的

32 See Gregory C. Keating, *Products Liability as Enterprise Liability* 25 (U. of S. Cal. Gould Sch. of L., Ctr. for Law and Social Science, Legal Studies Research Paper No. 16-38, 2016), https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2880705 (last visited 02/21/2017).

33 紀平英作 (編) 『アメリカ史』 20:1頁 (1999)。

34 前掲 (注33) 22頁。

には、いわゆる〈直接の契約関係〉(privity of contract)の法理について、製品に内在する高度の危険性に基づく例外則を拡大するに過ぎないものであった³⁵。しかし、実際には、同事件の判例法理は、瞬く間に他州裁判所の採用するところとなり、多種多様な製品の欠陥に由来する製造業者の責任を拡大していった³⁶。

この流れを、要件の面からさらに一步大きく前進させたのが、California州最高裁判所による*Escola*判決(1944)であることもまた、よく知られている。法廷意見は、製品の安全性管理において製造業者がもつ独占的コントロールに着目し、〈過失推論則〉(res ipsa loquitur)を適用して被告の責任を認めた³⁷。しかし、後の法発展との関係では、企業がもつ保険能力および予防能力を、責任認定の根拠として正面から援用したトレイナー裁判官によるルウェリ

ンの学説を参照して執筆された— 補足意見が重要である。ここでは、法廷意見が過失の枠組みをかりうじて維持しようとしていたのに対して、トレイナー補足意見は明示的にそれを放棄し、企業の客観的キャパシティの観点からその責任を基礎づけようとしていた点に対して³⁸、再び留意を促したい。

同判決においては補足意見にとどまっていた企業の能力に着目する厳格責任アプローチは、1963年の同裁判所による*Greenman*判決において多数意見となる³⁹。そして、〈製造上の欠陥〉(manufacturing defect)に基づく責任を厳格責任とするアプローチは、第2次不法行為法リステイメント402A条に採用され⁴⁰、アメリカの製造物責任法の基本的方向性を規定するに至る。

このような法発展は、20世紀のアメリカ不

35 「当裁判所は、[本質的に危険な物については、第三者から製造業者に対する賠償請求が認められるとの]… 原則は、毒薬や爆発物などの、その通常の用途が破壊を目的とする物に限定されないと判示する。物の性質が、過失によって製造されれば生命、身体に危険を及ぼすことが合理的にみて確かであるといえる場合、それは危険物である。… 危険性の要素に加えて、新たに検査を受けることなく買主以外の人間によって使用されることの認識がある場合、契約に関わりなく、その危険物の製造業者は注意を尽くして目的物を製造する義務を負う。」「… 自動車というものは、その構造に欠陥があれば危険発生の可能性が高いことは明らかである。… その車輪が安定的かつ堅固でなければ、損害の発生はほぼ確実であろう。… 被告は、そのような危険および自動車を買主以外の者によって使用されることを認識していたのである。」「*MacPherson*, 217 N. Y. at 389-91.

36 See FRIEDMAN, *supra* note 26, at 520-1 ('Within a generation or so, other states had followed Cardozo's lead; and products liability law had taken a giant step forward...').

37 *Escola v. Coca Cola Bottling Co. of Fresno*, 24 Cal.2d 453, 457-61 (1944).

38 「… 過失が存在しない場合であっても、市場に置かれた欠陥製品に内在する生命と健康への危険が最も効果的に減少させられる場合には[製造業者に]責任が課されるべきことは、公の政策の求めるところである。一定の危険を予測したり、その他の危険の再発を防止したりすることは、一般大衆には不可能であって

も、製造業者にとっては可能であることは明らかである。欠陥製品によって損害を被る者は、その結果に対処する能力を有しない。損害のコストおよび時間と健康の喪失は、損害を被った個人にとって極めて重大な不幸であり、その損害のリスクは製造業者によって付保され、かつ事業遂行のコストとして一般大衆に分散させられることが可能なものであるが故に、それは起きる必要のない不幸である。一般大衆にとって脅威となるような欠陥をもつ製品の市場流通を抑止することは、公益に資する。そのような製品が、それにもかかわらず市場に出回る場合には、それらの製品に起因する全ての責任を製造業者に負担させることもまた公益に資する。たとえその製品の製造について過失がない場合であっても、製造業者はその製品が市場に置かれることについて責任を負う。製品から損害が発生する頻度や、それが及ぼす危険の程度を問わず、損害発生リスクは常に消えることなく、普遍的なものである。そのようなリスクに対しては、一般的かつ継続的な防護が必要であるとともに、製造業者はそのような防護を提供する上で最適の地位にあるのである。」「*Escola*, *id.* at 462 (Traynor, J., concurring).

この補足意見において引用されているルウェリンによる著作の書誌情報は、'Llewellyn, On Warranty of Quality and Society, 36 Colo. L. Rev. 699, 704, note 14' および 'Cases And Materials on Sales, 340 et seq.' と記載されている。*Id.* at 465, 468. 後者が本稿の脚注31で示したものと同一文献であるか否かは、現時点で確認できていない。

法行為法史を特徴付ける主題の1つに数えうるとされ⁴¹、法制史家のホワイト (G. Edward White) は、トレイナー率いるカリフォルニア州最高裁を、ウォーレン・コートになぞらえている程である⁴²。有力な法制史研究者によるこのような形容からも、製造物責任法の発展が、不法行為法のみならず社会一般にも与えたインパクトの大きさを推知することができよう。そして、それに対する学界からの反応の産物が、以下で検討する〈企業責任〉理論であるといつてよい。

〈企業責任〉理論 プリースト (George L. Priest) は、1985年に発表した論文の中で、製造物責任法の発展を支えた〈企業責任〉の原理を、20世紀のアメリカにおける私法理論発展史の中に位置付けつつ、詳細に分析した。同論文は、この責任原理がもつ危うさ—被告企業の

責任が否定される状況を識別するための基準の不明確性ないしはその完全な欠如—に対して警鐘を鳴らすという性格をもつものであったが⁴³、その指摘は、アメリカの法学界が〈企業責任〉を独立の責任原理として明確に認知するとともに、それがもつ様々な側面について議論や検討を開始する1つの契機となったといわれる⁴⁴。

この理論は、思想的には世紀転換期のアメリカで花開き、その後ニュー・ディールへと承継される革新主義 (Progressivism) に連なる。したがって、その背景には、レッセ＝フェール思想の下で肥大化する巨大企業を抑制し、そこで搾取されている労働者や消費者を救済することこそが、最も重要な社会善であるという世界観が存在している⁴⁵。

次に、法原理としてみる場合、〈企業責任〉は以下のような特徴を有する。まず、帰責の正

39 「製造業者が、欠陥についての検査を受けることなく使用されることを認識しつつ市場に置いた物が、人間に損害を与える欠陥をもつことが明らかになった場合、製造業者は不法行為法上の厳格責任を負う」。「… 厳格責任は、製造業者から原告に対して与えられる明示または黙示の担保責任の理論に基づくのが通例であるが、当事者間の契約の要件の廃棄、責任が合意ではなく法によって課されること、そして、欠陥製品から生じる責任の範囲の限定を製造業者に対して許容しないことは、この責任が担保責任に関する契約法によってではなく、厳格責任という不法行為法によって規律されることを明らかにしている。… このような責任の目的は、欠陥製品から生じた損害のコストが、自らを守る能力をもたない被害者によってではなく、その製品を市場に置いた製造業者によって負担されることを確実ならしめることにある」。「製造業者の責任が成立するためには、原告は、意図された方法に従って [当該製品を] 使用中、原告が認識しない設計・製造上の欠陥が、そのような使用における [当該製品] を危険な物とした結果として損害を被ったことを立証すれば足りる」。Greenman, 59 Cal.2d at 60-4.

40 RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 402A (1965). 以下の邦訳は、佐藤、前掲 (注2) 16-7頁による。

402A 条 (使用者または消費者の人身損害に対する製品販売業者の特別の責任)

(i) 使用者または消費者にとって、許容されないほどに危険な欠陥状態にある製品を販売したすべての者は、以下の場合に最終使用者または消費者の被つ

た人身損害について責任を負う。

(a) 製品を販売した者が、業としてそのような製品の販売に従事し、かつ

(b) 販売当時から、製品の状態に変化がないと使用者または消費者に予想され、実際に使用者または消費者に製品が到達した場合

(ii) 第1項の規定は、以下の場合でも適用される。

(a) 製品を販売した者が、製品の準備と販売について可能な限りすべての注意を払った場合

(b) 使用者または消費者が、製品を購入しなかった場合、または、製品を販売した者といかなる契約関係も締結しなかった場合

41 See GOLDBERG & ZIPURSKY, *supra* note 19, at 15-8.

42 G. EDWARD WHITE, TORT LAW IN AMERICA: AN INTELLECTUAL HISTORY 208 (exp. ed. 2003). ギルモアもまた、20世紀の第3四半世紀頃の同州最高裁を「この国で最も創造的な裁判所」(‘the most innovative court in the country’) と称している。GRANT GILMORE, THE DEATH OF CONTRACT 99 (Ronald K. L. Collins ed., 2nd ed. 1995). その他にも、プリーストは、1960年代以降におけるアメリカ民事責任法の劇的な変化のインパクトを、それらに「比肩しうるのはアリゾナ法学とブラウン判決のみ」と評している。George L. Priest, *The Invention of Enterprise Liability: A Critical History of the Intellectual Foundations of Modern Tort Law*, 14 J. LEGAL STUD. 461, 461 (1985).

43 See Priest, *id.* at 527.

44 See Keating, *supra* note 32, at 1 n.2.

45 Goldberg, *supra* note 5, at 537-8.

当化原理としては、それが前節末尾に示した法人に関する無過失責任主義の系譜に属することは、あらためて指摘するまでもないだろう。ここでは、企業が有する高度の保険能力と予防能力に対して期待される社会的役割が強調され、過失責任主義の基礎をなす損失移転の公平性に関する考慮がもつ意味は極小となる⁴⁶。このような発想は、製造物責任の文脈では、被告製造業者に所属する自然人の予見可能性を基礎とする過失ではなく、製品に含まれる客観的欠陥に着目する厳格責任アプローチとなって具体化する。

また、キーティング (Gregory C. Keating) によれば、この理論が主題とする責任には、① 被告企業による継続的 (ongoing/long-run) 活動に伴う類型的・特定のリスク (characteristic risk) が実現した損害に関わること⁴⁷、② 技術水準の限界から、社会にとって有益な活動から一定の確率で不可避的に一合理的な注意を払っていてもなお発生する損害に関わること⁴⁸、③ 被告企業における株主・従業員・取引相手・顧客といった利害関係者に対して損害を—株価下落、待遇悪化、価格上昇等を通じて—転嫁する実質をもつので、報償責任原理—ある事物から便益を享受する者は、そこから生じる損失をも負担せよ—に類似する側面をもつこと⁴⁹、等の特徴もあるといわれる。

批判 一方で、〈企業責任〉理論に対しては次のような批判がある。まず、最初のもは、この理論が結局はその当初の政策目的を達成しえない、という指摘である。

すなわち、〈企業責任〉理論は、叙上のような世界観に基いて社会的弱者の保護を実現しようとするものであり、その方法として企業が保有する経済的・知的・物的資源を費消しようとするが、企業に対して安易に高額な賠償責任を課し続ければ、結局その賠償費用—例えば、被告製造業者が加入する責任保険料—は商品・

サービスの価格に上乗せされざるを得ず、長い目で見れば、貧しい消費者へ必要な商品・サービスが供給されにくくなるという状況を結果することで、社会的弱者にとってはむしろ不利な現実を生み出しかねない、との批判である⁵⁰。

次に、〈企業責任〉理論が拠って立つ思想史的基盤そのものに対する批判も、近年では有力である。すなわち、革新主義の下での企業観は、端的にいつて企業性悪説にほかならず、アメリカ法制史学においても最近まで有力であったこのような見方—叙上の「補助金テーゼ」を想起せよ—は、企業による多種多様な社会貢献を等閑視あるいは度外視する点で、政治的偏向に支配されており、そのような企業観に立脚する〈企業責任〉理論もまた、そもその出発点において認識上の誤りを犯しているとの指摘が、それである^{51 52}。

医事法への波及 ここまでの検討が示唆するように、〈企業責任〉理論は、主として営利法

46 See Keating, *supra* note 32, at 24. それゆえ、保険機能を通じた被害回復の側面を強調すれば、労災補償制度を典型例とする無過失責任の損害填補制度こそが、〈企業責任〉原理を最も明瞭に体现したものであるという見方が出てくることになる。Keating, *supra* note 32, at 11, 23. See Ursin, *supra* note 11, at 574-5.

47 Keating, *id.* at 6-7, 12-5.

48 *Id.* at 28-30, 34-8.

49 *Id.* at 12, 17-8, 21.

50 E.g., George L. Priest, *The Current Insurance Crisis and Modern Tort Law*, 96 YALE L.J. 1521, 1585-6 (1987).

51 See Goldberg, *supra* note 5, at 540-1.

52 第1の批判にみられるロジックは、法と経済学による約款擁護論で援用されるものと本質的に同様のものである。すなわち、商品・サービスの欠陥によって損害を受ける場合があったとしても、今日普及した技術水準からみればその確率は極めて低いとともに、約款の有効性を認めることを通じて、消費者が不法行為訴権などの救済チャネルをグループとして放棄することが可能になれば、企業側は潜在的な賠償費用を価格に上乗せせずに済むことで、より低廉な価格で取引することが可能になるので、結局のところ消費者は便益を受けることになる、という説明が

人たる企業が被告となる状況を予定している。しかし、ラビン (Robert L. Rabin) によれば、組織体をもつ資源を社会的目的のために活用するという、この理論の中核をなす視座は、非営利法人たる医療機関の不法行為責任をめぐる考察に対しても波及しているという。

そのような傾向の一例として、ラビンは、アメリカ医事法における著名な先例の1つである *Tarasoff* 判決 (1976) を挙げる⁵³。同判決において、California 州最高裁判所は、患者が第三者に対して加害行為に及ぶことが合理的に予見可能である場合、精神科医や心理療法士は、そのような第三者を、危険の告知等の方法を通じて保護する義務を負うと判示した。法廷意見は、注意義務や予見可能性、患者と医療専門職との間の「特別な関係」(special relationship) といった、コモン・ローに由来する伝統的な用語を駆使してそのような保護義務の存在を肯定しているものの、ラビンによれば、同判決には〈企業責任〉理論と同様の現代的観点が看取されるという。

Tarasoff 判決は〈企業責任〉的な概念をその実質において示唆している。… 精神

それである。なお、このような立場を多角的に批判するものとして、以下の文献を参照。Margaret Jane Radin, *Boilerplate: A Threat to the Rule of Law?*, in *PRIVATE LAW AND THE RULE OF LAW* 288-305 (Lisa M. Austin & Dennis Klimchuk eds., 2014).

第2の批判は、近年のアメリカ法制史学における、これまで有力であった左派史観に対する再検討の動きの延長線上にあるものとして理解することができる。その典型は、ロックナー判決擁護論であるが、このような立場、—いわば右派史観—は、例えば以下のような文献において典型的に看取することができる。DAVID E. BERNSTEIN, *REHABILITATING LOCHNER: DEFENDING INDIVIDUAL RIGHTS AGAINST PROGRESSIVE REFORM* (2011).

なお、〈企業責任〉理論に対するその他の批判については、平野、前掲 (注5) 46-7頁を参照。

53 *Tarasoff v. The Regents of the University of California*, 551 P. 2d 334 (Cal. 1976).

54 Rabin, *supra* note 27, at 1199-202

科医は、本件のような職業に関連する危険が発生している場合、合理的な警告措置をとる [ことができる] 唯一の地位にある。… 職業に内在するリスクという概念に基づく [損害発生の] 抑止 (deterrence) への関心が、ここには存在している。… 今日、医療過誤において増加しつつあるのは、組織体の責任 —病院やその他の法人組織の責任をめぐる訴訟— である。… 製造物責任の領域において〈企業責任〉を基礎づける、企業体を前提とする2つの理由 —高度なリスク分散能力とリスク低減能力—は、医療サービスの領域においても、法的責任に関するルールをさらに広範囲において実行すべきとの圧力を生み出している⁵⁴。

将来における損害発生の回避 —予防— という観点からみて、それを実行する上で最善の立場にある者に責任を負わせるという観点は、製造物責任の文脈では、特定の製品に関する専門的知見をもつ製造業者こそ、その欠陥に由来する損害の発生を予防する上で最善の地位にあるがゆえに責任を負う、という結論を導く。ラビンの見立てを別の言葉で表現し直すとすれば、*Tarasoff* 判決は、この論理を医療サービスにおける一定の場面に対してシンプルに応用したものであるということになる。

小括 このような指摘からも示唆されるように、〈企業責任〉的発想は、1960年代から '70年代にかけて、幅広い分野において強い影響力をもった。それは、様々な企業・組織の不法行為責任を拡大していった当時の傾向を後押しし、その意味において、いわゆる〈責任の爆発〉の背景の1つをなしていたといえる。

しかし、周知のように、1980年代以降、それまで原告に有利となるような方向で発展してきた判例の動きに対して、立法・司法の両面からブレーキを掛けようとする動きが顕著なものとなる。すなわち、〈不法行為改革〉と呼ばれる、

現在まで継続するキャンペーンがそれである。〈不法行為改革〉は、単に法のルールや制度を一定の方向に改変するための実践的運動という次元を超えて、現代アメリカの法文化とも密接にかかわる重要問題であるといわれる。

また、それは、本稿の問題関心との関係でいえば、不法行為法が前節でみたようなアメリカの企業経済化に対して適応した結果として生成した、現代企業の責任をめぐる考察に特化した独自の無過失責任的理論フレームを、自然人を前提とする旧来の過失責任フレームの内側に再び引き戻そうとする運動としての側面を有する。次節では、これらの点について検討する。

3. 〈不法行為改革〉との関係

〈改革〉とその成果 〈不法行為改革〉(tort reform)は、アメリカの州および連邦それぞれのレベルにおいて、多様な論点をめぐって大規模に展開されるムーヴメントとしての側面を有しており、それに対して厳密な定義的説明を与えることは難しい。ここでは、以下のように、本稿における行論との関係において必要だとと思われる範囲で、その輪郭を大まかに素描するにとどめる⁵⁵。

叙上のように、それは、1960-70年代における〈責任の爆発〉に対するカウンターアタックとして、1980年代半ば以降に顕著になったものである。そして、その目的は、被害者の権利救済にフレンドリーな—その意味でリベラルな—州の判例法に対して、州制定法や種々の連邦法を通じてブレーキをかけることを通じて、いわば社会全体の不法行為責任を総体として認められにくくすることにあつたといつてよい。

もちろん、製造物責任や医療過誤といったいくつかの特定領域が、この運動をめぐる主戦場であったことは確かであるが、実際にはその矛先は他の領域にも向けられていたことから⁵⁶、やはりそれは不法行為責任一般をターゲットにしていたといえる。

この運動を主導したのは、戦後における民事責任拡張の流れの中で、「被告席の立場に置かれることの多い企業やその他の専門職」であった⁵⁷。〈改革〉運動における拠点の1つとなったアメリカ不法行為改革協会(American Tort Reform Association: ATRA)は、そのような企業・組織や業界団体が多数参加して1986年に結成されたものである。

そして、これらの企業・団体は、州および連邦の政治部門に対する大規模なロビイングなどを通じて、様々なルールや制度の改変を実現してきている。非経済的損害—〈苦痛〉(pain and suffering)等—の賠償や、〈連帯責任〉(joint and several liability)、〈副次的給付非控除ルール〉(collateral source rule)といった、原告に有利な法理の制限・廃止、〈懲罰的損害賠償〉に対する各種の制限、ADRの拡充、医療過誤訴訟における責任要件の厳格化などは、その例である⁵⁸。

過失責任主義の復権 管見の限りでは、近年の製造物責任法における過失責任主義の復権を、〈不法行為改革〉の流れに属する出来事であるとみる立場は、あまり顕著なものにはなっていない。しかし、この法変動は、ここまで検討してきたような、20世紀アメリカ不法行為法における理論的發展全体を視野に収めつつ吟味する限り、〈改革〉のクリティカルなターニング・ポイントとして、後世において回顧される可能性

55 このムーヴメントの基本的構図を俯瞰する邦語文献として、会沢恒「〈不法行為改革〉のポリティクス」[2011-1] アメリカ法 (141-53) を参照。

56 〈無責任な原告による馬鹿げた請求〉というイメージを社会一般に喚起するために、意図的な選択—事案によっては大げさな脚色—を経て喧伝された特異な裁判例には、工作物責任に関する事例なども含まれていた。See FRIEDMAN, *supra* note 6, at 538-9.

57 会沢、前掲(注55) 142頁。

58 〈不法行為改革〉運動が、様々な分野において達成した法変更の実際については、「シンポジウム：アメリカ不法行為法の展開」[2011-1] アメリカ法所収の論考を参照。

を孕むものであるように思われる。

叙上のように、第2次不法行為法リステイメント(1965)は、その402A条においてGreenman判決の判例法理をほぼそのまま採用した。そして、その出来事が、製造物責任法の厳格責任化を完成させた画期と評価しうるものであることもまた、既に述べたとおりである。

しかし、1998年に公表された第3次不法行為法リステイメント：製造物責任は、この方向性を大きく修正するものであった。すなわち、第3次リステイメント2条は、第2次リステイメント公表以降における判例の展開を踏まえ、製造物の欠陥について、製造上の欠陥(manufacturing defect)、設計上の欠陥(design defect)、および警告上の欠陥(warning defect)の3類型を区別しつつ、後2者については、予見可能性の概念を中心とする過失責任主義を復活させたのである⁵⁹。

この変更をめぐるのは、現在でも論争が続いている。例えば、設計上の欠陥については、同条が採用する〈リスク効用基準〉(risk-utility test)を採用している州はむしろ少数派であり、リステイメントは州判例法の趨勢を公正に反映するものというよりもむしろ、将来の司法判断を誘導しようとする何らかの企図に基いたものである等の批判がある⁶⁰。

また、警告上の欠陥をめぐるのは、メーカー等からの合理的な情報伝達がある場合には、消費者・ユーザーこそが〈損害を回避する上で最善の地位にある者〉であると考えられ、そのような場合にメーカー等を免責することは〈企業責任〉理論からの正当な帰結であるとして、過失責任アプローチを擁護する意見がある反面、消費者・ユーザーがそのような地位を獲得したか否かは、実際の事件では必ずしも容易に判別しうるものではないという批判もある⁶¹。

しかし、実践的機能という観点からみた場合、この変更の目的が、製造業者等が責任を負う場合を限定しようとするにであったという一点

については⁶²、ほとんど争いが無い。第3次不法行為法リステイメントが、〈不法行為改革〉と軌を一にするものであると想定しうる理由は、ここに存する。

忘れられた非対称性？ 第3次リステイメントの立場は、本稿が主題とする原理的関心との関係でも、興味深い問題を提起している。本稿は、大規模産業化以降のアメリカ不法行為法を支配するヴィジョンの1つとして、〈自然人・個人/過失責任スキーム〉と〈法人・企業/無過失責任スキーム〉との対比の構図が有する意義を強調するものである。この構図からは、〈不法行為法のある分野において、過失責任スキームが拡大するのは、その分野において自然人・個人がもつ当事者としてのプレゼンスが支配的

59 Keating, *supra* note 32, at 27 ('[The Third Restatement] imposes a negligence framework on design defect liability, warning liability...'), 42 ('Under the Third Restatement, liability for design defects and failures to warn is orthodox negligence liability, adjusted for the special case of products').

RESTATEMENT (THIRD) OF TORTS: PRODUCTS LIABILITY § 2 (1998). 以下の邦訳も、佐藤、前掲(注2) 88-9頁による。

第2条(製品の欠陥の類型)

製品が、販売または卸売りの時点で製造上の欠陥、設計上の欠陥、または、不十分な説明もしくは警告がある場合、その製品は欠陥品である。すなわち、

(a) (省略)

(b) 販売業者、その他の卸売業者、または販売過程の流れの上流にいる者が、製品から予見可能な損害が発生する危険性を、合理的な代替の設計を採用して減少または回避し得た場合で、かつ、合理的な代替の設計を採用しないで製品を合理的な安全性を欠くものにした場合、その製品には設計上の欠陥がある。

(c) 販売業者、その他の供給業者、または販売過程の上流にいる者が、製品から予見可能な損害が発生する危険性を、合理的な説明または警告によって減少または回避し得た場合で、かつ、合理的な説明または警告をしないで製品を合理的な安全性を欠くものにした場合、その製品には不十分な説明または警告によって欠陥がある。

60 See e.g., Frank J. Vandall, *The Restatement (Third) of Torts, Products Liability, Section 2 (b) : Design Defect*, 68 TEMPLE L. REV. 167 (1995).

61 See Keating, *supra* note 32, at 29, 34-41.

62 佐藤、前掲(注2) 90-2頁。

であったり、それが増大したりしている場面である」という洞察が、一先ず導かれる。

では、この構図は、現在の製造物責任法に対して妥当するか。ここでは結論を急がず、考え得るいくつかの視点を提示するにとどめよう。まず、過失責任スキームと対応するはずの、自然人・個人が示すプレゼンスは増大したのだろうか。これについては、そのような兆候を確認することは難しく、製造物責任の文脈では、むしろ法人・企業が依然として圧倒的な存在感をもつプレーヤーであると推察される。仮にこれを前提とすれば、社会的基盤の変化を反映しない無過失責任スキームの拡大は、それを支える基礎を欠くものである虞れがある。

もちろん、過失責任スキームの機能として、責任の限定という側面を強調すれば、その拡大を必要ならしめる主たる理由は、〈責任の爆発〉という結果としての現象の方であって、原因としての社会基盤をことさらに意識しなくとも、そのこと自体はそれほど深刻な問題ではないという考え方もありえよう。しかし、ここでは、〈責任の爆発〉というアイデアそのものが、それと向き合う人々の価値的—政治的—立場によってその意味合いが異なりうるような、解釈的で規範的な概念であるということにも注意が必要である。

もちろん、このような見方は、特定の時期におけるアメリカの状況を〈責任の爆発〉と呼ぶことに実証的な根拠が全く存在しないなどという極端な主張を含むものではない。ここで大切なのは、〈責任の爆発〉が、ある政治的立場—〈改革〉側—に立たない限り、その問題性や不当性を認めえないものであるとすれば、それへの対応としての過失責任スキームの復活についてもまた、同様の政治的立場に立たない限りその妥当性や適切性を肯定しえないものであることになるという視点である。

現在のアメリカの状況がまさに教えるように、法の政治性を過度に自明視すると、法と法

学は著しく不安定なものとなり、その使命と責任を履行することが困難になる⁶³。そうであるとすれば、特定の時期における党派的偏向によっては左右されにくい、何らかの基幹的原理や通則性のようなものに着目することで、法的考察をより安定的なものにする必要がある。そして、このように考える限り、個別的な結果としての現象よりも、その背景にある基盤へのアプローチを重視することには十分な意義があるといえるだろう。〈自然人・個人／過失責任スキーム〉と〈法人・企業／無過失責任スキーム〉との対比の構図が、本稿が提示するそのような基盤であることは、繰り返し述べているとおりである。

Ⅲ. 結語

しばしば指摘されるように、アメリカ合衆国において、大企業を相手取った私人による不法行為訴訟がもつ制度的意義や社会的位置付けは、他の国々において同様または類似の訴訟がもつそれとはかなり異なる。そこでは、例えば以下のような主張がなされる。

- ① “limited government”（小さな政府）に関する憲法上の要請によって、行政庁による企業規制が最適なレベルに達することは稀なので、私人による訴訟がそのギャップを補完し、規制のレベルを最適な水準に近づけている⁶⁴。
- ② ヨーロッパや日本に比べて、アメリカは保険制度一般が未整備であり、したがって個人の加入率も低いので、不法行為訴訟における賠償金が、事故が発生した場合における被害回復を十分なものとする役目を果

63 See TAMANAHA, *supra* note 7, at 215-45. See also BRIAN Z. TAMANAHA, BEYOND FORMALIST-REALIST DIVIDE: THE ROLE OF POLITICS IN JUDGING (2010).

64 ロバート・フォース（椎名智彦訳）「政府規制に対する補完としての私人による不法行為訴訟」比較法雑誌37巻1号83頁、86-92頁（2003）。

たしている⁶⁵。

これらは、いわばそのポジティブな側面に着目した評価であるが、次のようなネガティブな評価もまた根強い。

- ③ 大企業を相手取って訴訟を起こす原告の中には、根拠の薄い請求を確信犯的に用いて一獲千金を狙う許害的な輩も少なくない。そして、民事陪審、成功報酬制、弁護士への供給過剰等の要因が、そのような状況を悪化させている。このような訴訟は、自立や自己責任といった、建国以来アメリカを支えてきた倫理を蝕んでいる⁶⁶。

私見によれば、これらはいずれも真実である。肯否いずれかのみ偏った評価があるとすれば、それは前節でふれたような党派的視点に基づくものと疑うべきであろう。それらは、今日のアメリカ合衆国の法文化について語る上で、欠くことのできないその構成要素である。

企業による不法行為をめぐる無過失責任スキームは、上に挙げた①～③のみならず、現代アメリカの法文化の形成に深く関わっている。叙上のように、このスキームが誕生する契機となった社会の大規模産業化は、本質的に企業経済化であった。そして、企業が市場経済の主角を演じるという構図は、今日のアメリカ合衆国において、ますます堅固なものとなっているといえよう。そうであるとすれば、この無過失責任スキームの存立を支える基盤は、全く揺らいでいないどころか、過去よりも遥かに強固なものになっているとさえいえよう。

企業をめぐる無過失責任スキームが存続して行くとするれば、そのことは、無責任な不届き者による許害的な訴訟を、程度の差こそあれ今後も促進するかも知れない。しかし、他方でそれ

は、保険制度の未整備を補うことで、権利救済を実質化し続けるであろうし、商品・サービスの品質や安全性に関する私的規制を促進することを通じて、アメリカの人々の消費生活を、より質の高いものにしていくであろう。別の角度からみれば、このスキームは、アメリカに合衆国における社会統治そのものを不安定化させる一面を有しているかも知れないが、他方でその安定化に資する側面も、少なからず有しているのである。

また、法理論的な側面からも、個人に関する過失責任理論と企業に関する無過失責任理論の異同を明確に認識しておくことには、十分な価値がある。ここでのポイントをもう少し正確に言い換えると、着目すべきなのは、自然人の行為 (conduct) に関する過失責任主義と、それ以外に関する無過失責任主義との対比である。

英米不法行為法では元々、損害が自然人による行為から直接的に発生したものである場合を、過失責任主義が妥当する領域と考える一方、そうでない場合を無過失責任の妥当領域であると考える傾向があった。例えば、工作物に関する厳格責任がそれである⁶⁷。このような見方に基づけば、企業をめぐる無過失責任スキームは、企業がもつ法人格のフィクション性をあらためてわれわれに認識させるものであるといえる。これらの差異に留意することは、将来の企業による未知なる不法行為の処理について考察する際にも、1つの手掛かりを与えるものとなるだろう。

65 See Thomas C. Grey, *Accidental Torts*, 54 VAND. L. REV. 1225, 1229, 1283 (2001).

66 See FRIEDMAN, *supra* note 6, at 538-9. See also GOLDBERG & ZIPURSKY, *supra* note 19, at 25-6. このような批判は、まさに〈不法行為改革〉にとって原動力としての役割を果たしてきた認識にほかならない。

67 *Rylands v. Fletcher*, (1868) L. R. 3. H. L. 330 (H. L. 1868). このような発想は、今日のアメリカ不法行為法においても基本的に維持されている。